

業務改善助成金

沖縄3008

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ
生産性向上・労働能率の増進に資する機器・サービスの導入を行った場合に
その費用の一部を助成します

主な要件&主な手続きの流れ

- 労災適用事業主である
- 中小企業である
- 事業場内最低賃金が1000円未満である
- 生産性向上・労働能率の増進に資する機器・サービスの導入を検討している

※事業場内最低賃金とは
雇入れて6か月以上のすべての労働者
(パート・学生アルバイト等の雇用形態を
問わない)の一番低い時間給(月給等の場
合は1時間に換算した額)のことです。

交付申請 ※事業実施計画書(事業場内最低賃金額や、購入予定の機器等でどのように生産性向上するか等記載)の提出

承認されたら ↓

申請期限：平成31年1月31日

- 事業場内最低賃金を30円または40円以上引上げ、就業規則に規定する
- 上記の規定により引き上げた賃金を支払う
- 生産性向上・労働能率の増進に資する機器・サービスを購入し、支払う

※就業規則に規定
就業規則の施行日以降のすべての労働
者に対して、就業規則に規定した賃金額
以上を支払い続ける必要があります。

実績報告

すべての支給要件を
満たしていたら ↓

交付額確定

助成金支給

助成対象事業場 事業場内最低賃金額	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成率 企業全体の常時使用する労働者数	上限額
1000円未満	30円以上	1~3人	・30人以下 3/4 ④4/5	50万
		4~6人	・31人以上 7/10 ③3/4	70万
		7人以上		100万
800円以上 1000円未満	40円以上	1人以上	⑤生産性要件を満たした 場合の助成率	70万

助成金とは・・・

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法で労働条件の最低基準を定められており、これを遵守しなければなりません。

法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む事業主に対し助成されます。

申請前に

雇用管理(労働時間・残業時間等)の適正化！ 法定帳簿(タイムカード・賃金台帳)の整備！

詳しいことは・・・

厚生労働省 業務改善助成金の概要

検索

「交付要綱」「交付要領」「申請マニュアル」をご覧ください